

# 歯科指導監査懇談会を開催

# 保団連・田辺副会長を迎えて



6月7日、69人が参加 (富山電気ビル 2F・202号室)



全国保険医団体連合会副会長

田辺 隆 先生

協会は六月七日、個別指導でよく指摘される項目の対策をテーマに、歯科「個別指導・監査」懇談会を開催しました。歯科医師六十人が参加。

昨年に続き講師を務めた田辺隆先生は、富山県の個別指導で指摘されている項目を挙げ、どういった点が問題視されているか、どのように算定したら良いのかということ、わかりやすく解説しました。

また第二部として太田真治副会長が、集团的個別指導の選定に使われる県内歯科医療機関の個々の平均点数とレセプト枚数について解説しました。

## 個別指導ではここが指摘される

～富山県の個別指導の指摘事項から～

個別指導では、例えば歯科疾患管理料を算定した場合に、管理計画書が患者に提供されていないことが判ると、算定要件を満たしていないとして自主返還を求められます。そこで今回は、指導で指摘の多い項目について、その算定要件を中心に解説していきます。

### 1. カルテ記載

カルテ記載は昨年詳しく解説しましたので、今回簡単に触れます。

一号用紙については、主訴や口腔内所見が記載されていない、正しい略称病名が使われていない、これらがよく指摘されています。特にP病名の度数分類 (P1, P2...) は指摘の多いところ。富山県の指導では、傷病名欄の度数分類と歯周検査の結果、それと実際の歯周治療の内容が合致していないとして指摘されています。

二号用紙では、症状・所見・治療方針の記載不備について指摘されています。特に治療方針については、これが無いために歯周治療の算定自体が否定されることがありますので、ご注意ください。

**カルテ記載における指摘事項 (富山県)**

- 保険請求の根拠であることを記録し、必要事項を記載
- P病名の度数分類
- 1行に複数の算定項目の記載
- ① P1/P2: 口腔内の記載 (歯周)
- ② 歯の口腔内所見の記載
- ③ 歯周病、症状、部位、所見、治療方針、訪問先名の記載
- ④ 診療行為の手順通りの記載、機外への記載、保険医療材料名の記載
- ⑤ 保険診療から自費診療への移行

スライド①は富山県におけるカルテ記載上の指摘事項です。最下段の「保険診療から自費診療への移行」の取扱いについては今回、従来の通知が廃止され、歯冠修復・欠損補綴の通則として位置づけられました。算定にあたっては今までどおり、カルテに自費診療へ移行したことを記載すること、保険と自費のカルテを別に用意することが求められます。

### 2. 基本・特掲診療料

#### 【基本診療料】

初診料に関する指摘では、まずはリコールが挙げられます。初診は、

**② 新たな初診を起す上での留意点**

(1) 歯管または歯冠管理患者の治療終了後または患者の任意中断後、2月を経過していない時期における再度の初診の算定。

(2) 慢性疾患 (PまたはG) の患者に対する治療終了後または患者の任意中断後、2月を経過していない時期において、再度同じ病名 (PまたはG) での初診の算定。

① (1) (2)とも、毎月で2月

(3) PまたはGで、3月毎など、定期的に患者をリコールで呼んで、初診、歯周病検査、スケーリングの算定。

「患者の傷病に対して歯科医師が治療行為を行なうための意思決定をするまでに必要な診療行為」とされていますから、いわゆるリコールでは、再度の初診料は算定できません。リコールかどうかはレセプトを縦覧点検してもわかりますし、カルテを見てもわかります。特にスライド②の(3)に挙げる事例については、歯周治療のメンテナンスを行なう場合、SPTを実施していったほうが、余計な指摘を受けずに済みますのでお勧めします。

時間外・深夜・休日加算は、急患などやむを得ない場合に限られます。スケーリングや充填、インレーのセットなどは、たとえ時間外や休日に診療したとしても緊急性があるとは言えないので、加算は算定できません。富山県でも指摘されていますのでご注意ください。

話題が変わりますが、指摘事項がよく、「必要性が認められない〇〇〇が算定されている」という文言が出てきます。これは青本では無く療養担当規則にあるルールです (スライド③参照)。レセプトの返戻付箋に、「治療の必要性についてお知らせ下さい」と書かれていることがあります。この療担規則に照らし合わせての返戻ということ。③

#### 【医学管理】

歯科疾患管理料は指導で指摘の多い項目です。管理計画書の提供はもちろんのこと、管理計画書に記載した内容以外にも必要な管理事項が

**③ 保険医療機関及び保険医療費担当規則**

【歯科診療の具体的な方針】

第二十一条

歯科医師が保険診療の提供を受ける場合は、第十二条の第三項の三までの規定によるほか、次に掲げることによるものとする。

- 一 診療
  - イ 診療は、必要と認められる場合に行う。
  - ロ 各種の検査は、必要と認められる場合に行う。
- 二 投薬
  - イ 投薬は、必要と認められる場合に行う。
  - ロ 薬の処方箋は、必要と認められる場合に行う。投薬の経過に応じて投薬の内容を変更する等の措置を講ずなければならない。
- 三 手術及び処置
  - イ 手術は、必要と認められる場合に行う。
  - ロ 処置は、必要の程度に行う。

れば、カルテに記載することが求められます。また、初診にP急発で来院して、急性疾患の治療をしたあと、2回目以降の受診時に口腔全体の歯周治療を行なう場合は、2回目以降の受診時に、歯周検査結果を踏まえた管理計画書を再度提供する必要があります。

歯科衛生実地指導料については、従来あった「歯科衛生士は患者に説明し、業務記録簿に指導内容を記載する」との規定が今回変更され、「業務に関する記録を作成する」とされました。今までは業務記録簿を別途作成していないと、指導で指摘されていたわけですが、今回から提供文書の写しを業務記録に代えても良いことになりました。これは訪問歯科衛生指導料、フッ化物歯面塗布処置でも同様です。

**④ 歯科衛生実地指導料に係る情報提供文書、カルテ記載事項 (下線部は富山県の指摘事項)**

【患者への提供文書】

- 指導等の内容、部位および治療の目的、フッ化物塗布を用いたプラークの付着防止の指導および患者自身によるブラッシングを教示し、プラーク除去方法の指導、家庭において特に注意すべき歯磨き指導
- フロアへの付着状況
- 指導の開始時刻および終了時刻 (15分以上)
- 指導実施機関名
- 指導実施者の氏名
- 指導を行った歯科衛生士の氏名 (患者に提供した文書の写しを歯科医師に提出する)

【カルテ】

- 歯科衛生士に指示した内容の要約
- 歯科衛生士から提出された患者への提供文書の写しを添付

#### 【レントゲン・投薬】

写真診断を行なった場合は、所見をカルテに記載していないと、自主返還の対象となってしまうので注意して下さい。投薬については、療担規則で「同一の投薬はみだりに反復せず、経過に応じて考慮すること」とされていますので、来院時に症状の変化をみて、すぐにカルテに所見を書く癖をつけておくと、投薬が長期にわたったときにも余計な指摘を受けずに済みます。

#### 【検査・歯周治療】

Pのガイドラインでは、歯周組織検査1は「診断と治療計画の立案」の段階と位置づけられています。です。このカルテには検査結果とともに

**⑤ 歯周病患者の補綴治療**

- 補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治療後に行うことが原則
- 早期に口腔機能や審美性の回復が必要な場合、保存が歯周病に及ぼす影響を軽減する治療法の決定が難しい場合は、暫定的固定や歯周治療併用療法を活用
- 早期に補綴治療を希望せざるを得ないこともあり、病的ポケットが残存している部位がある場合等にも補綴治療が先行、もしくは先行して歯周治療を行わざるを得ないこともある。このような場合は、補綴治療後も継続して歯周治療や、SPTあるいはメインテナンスを行うことが極めて重要

治療計画を記載しておいて下さい。検査2は基本治療などの治療効果を確認する段階ですので、検査1と比べてどれだけ改善したかを記載します。検査3は再評価と治療計画の修正の段階ですので、外科に移行するとかSPTに移行するなどの記載が必要です。これらの記載がないために指摘を受けている事例がたくさんあります。1~2行でいいのでカルテ記載しておくことで、自主返還を言われずに済みます。

また指摘の多い点として、歯周治療と補綴の並行治療が挙げられます。病状安定後または治療後に補綴をすることが原則ですが、そう原則通りには行きません。この場合、歯周治療用装置を活用するのも良いですし、そもそもPのガイドラインで、「補綴を先行・並行して実施せざるを得ないこともある」と認めていますので、先行・並行する理由をカルテ記載したうえで補綴する分には問題ありません。なお余談ですが、歯周治療用装置は今次改定で大変使いやすくなりましたので、ぜひ活用を心がけて下さい。

#### 【欠損補綴】

指導で必ず指摘があるのが補綴時診断料です。カルテに、部位・欠損部の状態・補綴物の名称・設計などの要点の記載がないと返還の対象となりますので注意して下さい。それと同一初診中に再度の補綴が必要となった場合、再度算定はできませんが、カルテ記載は必要ですので、これも注意して下さい。

(3)

## カルテ記載を中心とした 指導対策テキスト



個別指導で指摘される項目のうち、約半数はカルテ記載に関わるものです。日頃のカルテ記載の充実が個別指導の対策につながります。このテキストはカルテ記載の具体例に始まり、施設基準の届出や院内掲示、個別指導の持参物など、指導対策のポイントをもれなく掲載した必携の一冊です。

ご注文は協会までお電話で。

- ・ 会員価格：1,000円
- ・ 2013年8月 保団連発行